

情 報

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について …… 2

令和6年4月23日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年4月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社萩観光 (法人番号: 7012402006492) 代表者 池谷栄一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都国立市北2-9-4-101 (本社営業所) 東京都国立市北2-9-4
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 70日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和5年8月29日及び令和5年9月11日、定期的な監査を実施。7件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(3)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(4)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(5)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出(施行規則第66条第1項第6号)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 7点 当該事業者の累積点数 7点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年4月23日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

栃木運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年4月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社大島観光バス (法人番号: 7060002014424) 代表者 大島壯介
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県那須烏山市旭2-10-3 (本社営業所) 栃木県那須烏山市宮原44
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年2月27日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)